

留守家庭児童育成会運営助成要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">留守家庭児童育成会運営助成要綱 (R03.04.01 改正後全文)</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第9 助成金の基本額については、別表1に定める児童の数による基準額に、別表2に定める土曜開所加算額並びに長時間開所加算額の合算額とする。</p> <p>2 前項以外の助成金については、次の各号に定めるものとし、当該各号に定める助成金の額は、別表3の助成金の内容欄に定める額とする。</p> <p>(1) 指導室使用料加算</p> <p>(2) 障害児受入推進助成</p> <p>(3) ひとり親家庭減免助成</p> <p>(4) 専用室障害児受入促進助成</p> <p>(5) 常勤職員配置等助成</p> <p>(6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業助成</p> <p>(7) 送迎支援助成</p> <p>(8) 設置促進助成</p> <p>(9) 長期休業期間受入支援助成</p> <p>(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成</p> <p>(11) 事務負担軽減助成</p> <p>(12) 環境改善事業助成</p> <p><u>(13) 移転関連費用助成</u></p> <p>第10 (略)</p> <p>(交付基準)</p>	<p style="text-align: center;">留守家庭児童育成会運営助成要綱 (R02.04.01 改正後全文)</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第9 助成金の基本額については、別表1に定める児童の数による基準額に、別表2に定める土曜開所加算額並びに長時間開所加算額の合算額とする。</p> <p>2 前項以外の助成金については、次の各号に定めるものとし、当該各号に定める助成金の額は、別表3の助成金の内容欄に定める額とする。</p> <p>(1) 指導室使用料加算</p> <p>(2) 障害児受入推進助成</p> <p>(3) ひとり親家庭減免助成</p> <p>(4) 専用室障害児受入促進助成</p> <p>(5) 常勤職員配置等助成</p> <p>(6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業助成</p> <p>(7) 送迎支援助成</p> <p>(8) 設置促進助成</p> <p>(9) 長期休業期間受入支援助成</p> <p>(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成</p> <p>(11) 事務負担軽減助成</p> <p>(12) 環境改善事業助成</p> <p>第10 (略)</p> <p>(交付基準)</p>

第11 助成金は月を単位として交付する。ただし第9 第2項第3号から第13号までに規定する助成金についてはこの限りでない。

2 助成金は支援の単位ごとに交付する。ただし、第9 第2項第1号のうち、省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会に対する助成金、第4号、第8号及び第9号に規定する助成金については育成会ごとに交付する。

3 第9 第2項第9号に規定する長期休業期間のみ設ける支援の単位については、第9 第1項並びに第2項第2号、第3号、第5号から第7号まで、及び第10号から第13号までに規定する助成金を交付しない。

4～8 (略)

(申請手続等)

第12 育成会は、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号に規定する助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月7日(第6 第2項の規定により新たに登録を受けた育成会にあっては登録通知書を受けた日から7日以内)までに当該年度末までの分を、同項第3号、第5号、第6号及び第9号に規定する助成金については当該月の7日までに、同項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金については改修工事や備品購入及び移転等にかかる経費の見積を取った日から30日以内(当該年度末にあっては1月31日)までに、同項第7号、第10号及び第11号に規定する助成金については、毎年3月7日までに、留守家庭児童育成会助成金交付申請書(第6号様式。以下「交付申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号の額については、当該年度末までの分の申請に代えて、月単位で助成金を申請することができる。この場合において、当該月分の助成金については、当該月の7日までに申請しなければならない。

2 育成会は、第9 第2項に規定する加算を受けようとするときは、それぞれ別表3に定める書類を前項の交付申請書に添付しなければならない。ただし、育成会又は第5の規定により内定通知書を交付されたものが、第9 第2項第8号の助成を受けようとするときは、あらかじめ市長が別に定める方法により

第11 助成金は月を単位として交付する。ただし第9 第2項第3号から第12号までに規定する助成金についてはこの限りでない。

2 助成金は支援の単位ごとに交付する。ただし、第9 第2項第1号、第4号、第8号及び第9号に規定する助成金については育成会ごとに交付する。

3 第9 第2項第9号に規定する長期休業期間のみ設ける支援の単位については、第9 第1項並びに第2項第2号、第3号、第5号から第7号、第10号、第11号及び第12号に規定する助成金を交付しない。

4～8 (略)

(申請手続等)

第12 育成会は、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号に規定する助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月7日(第6 第2項の規定により新たに登録を受けた育成会にあっては登録通知書を受けた日から7日以内)までに当該年度末までの分を、同項第3号、第5号、第6号及び第9号に規定する助成金については当該月の7日までに、同項第4号及び第8号に規定する助成金については改修工事にかかる経費の見積を取った日から30日以内(当該年度末にあっては1月31日)までに、同項第12号に規定する助成金については、毎年3月7日までに、留守家庭児童育成会助成金交付申請書(第6号様式。以下「交付申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号の額については、当該年度末までの分の申請に代えて、月単位で助成金を申請することができる。この場合において、当該月分の助成金については、当該月の7日までに申請しなければならない。

2 育成会は、第9 第2項に規定する加算を受けようとするときは、それぞれ別表3に定める書類を前項の交付申請書に添付しなければならない。ただし、育成会又は第5の規定により内定通知書を交付されたものが、第9 第2項第8号の助成を受けようとするときは、あらかじめ市長が別に定める方法により

事務所長を経由して事前協議を行わなければならない。また、第9 第2項第1号に規定する加算を受けた育成会は、当該年度分の指導室使用料の支払いを証する書類を当該事業年度の翌年度の4月30日までに事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

3～4 (略)

5 前項の交付決定を受けた育成会は、事務所長を経由して市長に請求書（第8号様式の3）を提出することにより助成金を請求するものとする。ただし、第9 第2項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金を請求する場合には、改修工事や備品購入及び移転等が完了したことを証する書類及び当該経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。

6 市長は、前項の請求書（第9 第2項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金を請求する場合の添付書類を含む。）が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を交付するものとする。

7 (略)

第13～第16 (略)

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 市長が昭和47年6月1日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っていると認める団体が、施行の日から昭和47年10月31日までの間に登録申請をしようとするときの第4の規定の適用については、第4の3のうち「15人」とあるのは、「10人」とし、第4の7の(2)のうち「24.75㎡」とあるのは、「16.5㎡」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 市長が昭和47年6月1日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っていると認める団体で、登録を受けた育成会については第9の6は適用しない。

(中略)

事務所長を経由して事前協議を行わなければならない。

3～4 (略)

5 前項の交付決定を受けた育成会は、事務所長を経由して市長に請求書（第8号様式の3）を提出することにより助成金を請求するものとする。ただし、第9 第2項第4号及び第8号に規定する助成金を請求する場合には、改修工事が完了したことを証する書類及び当該経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。

6 市長は、前項の請求書（第9 第2項第4号及び第8号に規定する助成金を請求する場合の添付書類を含む。）が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を交付するものとする。

7 (略)

第13～第16 (略)

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 市長が昭和47年6月1日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っていると認める団体が、施行の日から昭和47年10月31日までの間に登録申請をしようとするときの第4の規定の適用については、第4の3のうち「15人」とあるのは、「10人」とし、第4の7の(2)のうち「24.75㎡」とあるのは、「16.5㎡」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 市長が昭和47年6月1日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っていると認める団体で、登録を受けた育成会については第9の6は適用しない。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 第 6 項から第 8 項に規定する助成について、平成 27 年度にあつては、第 12 第 1 項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に指定する日とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日において指導室を賃借しており、かつ留守家庭児童育成会耐震化促進支援補助金交付要綱第 4 条による補助対象とされた留守家庭児童育成会（以下「経過措置対象育成会」という。）が、施行日以降引き続き当該指導室を賃借している場合の第 9 第 2 項の規定の適用については、平成 28 年度に限り、同項中「3 分の 2」とあるのは「3 分の 3」とし、「50,000 円」とあるのは「57,000 円」とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が申請する場合は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 第 6 項から第 8 項に規定する助成について、平成 27 年度にあつては、第 12 第 1 項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に指定する日とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日において指導室を賃借しており、かつ留守家庭児童育成会耐震化促進支援補助金交付要綱第 4 条による補助対象とされた留守家庭児童育成会（以下「経過措置対象育成会」という。）が、施行日以降引き続き当該指導室を賃借している場合の第 9 第 2 項の規定の適用については、平成 28 年度に限り、同項中「3 分の 2」とあるのは「3 分の 3」とし、「50,000 円」とあるのは「57,000 円」とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が申請する場合は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年度における第9 第2項第2号に規定する助成については、別表3に定める助成金の額及び第12 第1項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に定める。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年度における第9 第2項第2号に規定する助成については、別表3に定める助成金の額及び第12 第1項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に定める。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

別表 1			
児童の数	年 額	月 額	
	基準額	4月	5～3月
1	<u>2,639,000</u>	<u>219,990</u>	<u>219,910</u>
2	<u>2,668,000</u>	<u>222,370</u>	<u>222,330</u>
3	<u>2,697,000</u>	<u>224,750</u>	<u>224,750</u>
4	<u>2,726,000</u>	<u>227,240</u>	<u>227,160</u>
5	<u>2,755,000</u>	<u>229,620</u>	<u>229,580</u>
6	<u>2,784,000</u>	<u>232,000</u>	<u>232,000</u>
7	<u>2,813,000</u>	<u>234,490</u>	<u>234,410</u>
8	<u>2,842,000</u>	<u>236,870</u>	<u>236,830</u>
9	<u>2,871,000</u>	<u>239,250</u>	<u>239,250</u>
10	<u>2,900,000</u>	<u>241,740</u>	<u>241,660</u>
11	<u>2,929,000</u>	<u>244,120</u>	<u>244,080</u>
12	<u>2,958,000</u>	<u>246,500</u>	<u>246,500</u>
13	<u>2,987,000</u>	<u>248,990</u>	<u>248,910</u>
14	<u>3,016,000</u>	<u>251,370</u>	<u>251,330</u>
15	<u>3,045,000</u>	<u>253,750</u>	<u>253,750</u>
16	<u>3,074,000</u>	<u>256,240</u>	<u>256,160</u>
17	<u>3,103,000</u>	<u>258,620</u>	<u>258,580</u>
18	<u>3,132,000</u>	<u>261,000</u>	<u>261,000</u>
19	<u>3,161,000</u>	<u>263,490</u>	<u>263,410</u>
20	<u>4,256,000</u>	<u>354,740</u>	<u>354,660</u>
21	<u>4,282,000</u>	<u>356,870</u>	<u>356,830</u>
22	<u>4,308,000</u>	<u>359,000</u>	<u>359,000</u>
23	<u>4,334,000</u>	<u>361,240</u>	<u>361,160</u>
24	<u>4,360,000</u>	<u>363,370</u>	<u>363,330</u>
25	<u>4,386,000</u>	<u>365,500</u>	<u>365,500</u>
26	<u>4,412,000</u>	<u>367,740</u>	<u>367,660</u>
27	<u>4,438,000</u>	<u>369,870</u>	<u>369,830</u>
28	<u>4,464,000</u>	<u>372,000</u>	<u>372,000</u>
29	<u>4,490,000</u>	<u>374,240</u>	<u>374,160</u>
30	<u>4,516,000</u>	<u>376,370</u>	<u>376,330</u>
31	<u>4,542,000</u>	<u>378,500</u>	<u>378,500</u>
32	<u>4,568,000</u>	<u>380,740</u>	<u>380,660</u>
33	<u>4,594,000</u>	<u>382,870</u>	<u>382,830</u>
34	<u>4,620,000</u>	<u>385,000</u>	<u>385,000</u>
35	<u>4,646,000</u>	<u>387,240</u>	<u>387,160</u>
36～45	<u>4,672,000</u>	<u>389,370</u>	<u>389,330</u>
46	<u>4,605,000</u>	<u>383,750</u>	<u>383,750</u>
47	<u>4,538,000</u>	<u>378,240</u>	<u>378,160</u>
48	<u>4,471,000</u>	<u>372,620</u>	<u>372,580</u>
49	<u>4,404,000</u>	<u>367,000</u>	<u>367,000</u>

別表 1			
児童の数	年 額	月 額	
	基準額	4月	5～3月
1	2,597,000	216,490	216,410
2	2,625,000	218,750	218,750
3	2,653,000	221,120	221,080
4	2,681,000	223,490	223,410
5	2,709,000	225,750	225,750
6	2,737,000	228,120	228,080
7	2,765,000	230,490	230,410
8	2,793,000	232,750	232,750
9	2,821,000	235,120	235,080
10	2,849,000	237,490	237,410
11	2,877,000	239,750	239,750
12	2,905,000	242,120	242,080
13	2,933,000	244,490	244,410
14	2,961,000	246,750	246,750
15	2,989,000	249,120	249,080
16	3,017,000	251,490	251,410
17	3,045,000	253,750	253,750
18	3,073,000	256,120	256,080
19	3,101,000	258,490	258,410
20	4,161,000	346,750	346,750
21	4,187,000	348,990	348,910
22	4,213,000	351,120	351,080
23	4,239,000	353,250	353,250
24	4,265,000	355,490	355,410
25	4,291,000	357,620	357,580
26	4,317,000	359,750	359,750
27	4,343,000	361,990	361,910
28	4,369,000	364,120	364,080
29	4,395,000	366,250	366,250
30	4,421,000	368,490	368,410
31	4,447,000	370,620	370,580
32	4,473,000	372,750	372,750
33	4,499,000	374,990	374,910
34	4,525,000	377,120	377,080
35	4,551,000	379,250	379,250
36～45	4,577,000	381,490	381,410
46	4,514,000	376,240	376,160
47	4,451,000	370,990	370,910
48	4,388,000	365,740	365,660
49	4,325,000	360,490	360,410

50	<u>4,337,000</u>	<u>361,490</u>	<u>361,410</u>
51	<u>4,270,000</u>	<u>355,870</u>	<u>355,830</u>
52	<u>4,203,000</u>	<u>350,250</u>	<u>350,250</u>
53	<u>4,136,000</u>	<u>344,740</u>	<u>344,660</u>
54	<u>4,069,000</u>	<u>339,120</u>	<u>339,080</u>
55	<u>4,002,000</u>	<u>333,500</u>	<u>333,500</u>
56	<u>3,935,000</u>	<u>327,990</u>	<u>327,910</u>
57	<u>3,868,000</u>	<u>322,370</u>	<u>322,330</u>
58	<u>3,801,000</u>	<u>316,750</u>	<u>316,750</u>
59	<u>3,734,000</u>	<u>311,240</u>	<u>311,160</u>
60	<u>3,667,000</u>	<u>305,620</u>	<u>305,580</u>
61	<u>3,600,000</u>	<u>300,000</u>	<u>300,000</u>
62	<u>3,533,000</u>	<u>294,490</u>	<u>294,410</u>
63	<u>3,466,000</u>	<u>288,870</u>	<u>288,830</u>
64	<u>3,399,000</u>	<u>283,250</u>	<u>283,250</u>
65	<u>3,332,000</u>	<u>277,740</u>	<u>277,660</u>
66	<u>3,265,000</u>	<u>272,120</u>	<u>272,080</u>
67	<u>3,198,000</u>	<u>266,500</u>	<u>266,500</u>
68	<u>3,131,000</u>	<u>260,990</u>	<u>260,910</u>
69	<u>3,064,000</u>	<u>255,370</u>	<u>255,330</u>
70	<u>2,997,000</u>	<u>249,750</u>	<u>249,750</u>
71以上	2,917,000	243,120	243,080

別表2

区分	基準額（年額）		月 額	
			4月	5～3月
土曜開所 加 算		<u>817,000</u>	<u>68,120</u>	<u>68,080</u>
長時間開所 加 算	平日 1時間当たり	<u>406,000</u>	<u>33,870</u>	<u>33,830</u>
	長期休業中等 1時間当たり	<u>183,000</u>	<u>15,250</u>	<u>15,250</u>

備考 1 育成会が第4 第5項に規定する月曜日から金曜日の指導時間（同項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間を除く。）について、年を平均して指導開始から（午後1時より前から開所する育成会においては午後1時を起点とする。）6時間を超えている場合、平日長時間開所加算額を加算する。  
なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

2 育成会が第4 第5項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間について、年を平均して8時間を超えている場合、長期休業中等長時間開所加算額を加算する。  
なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

50	4,262,000	355,240	355,160
51	4,199,000	349,990	349,910
52	4,136,000	344,740	344,660
53	4,073,000	339,490	339,410
54	4,010,000	334,240	334,160
55	3,947,000	328,990	328,910
56	3,884,000	323,740	323,660
57	3,821,000	318,490	318,410
58	3,758,000	313,240	313,160
59	3,695,000	307,990	307,910
60	3,632,000	302,740	302,660
61	3,569,000	297,490	297,410
62	3,506,000	292,240	292,160
63	3,443,000	286,990	286,910
64	3,380,000	281,740	281,660
65	3,317,000	276,490	276,410
66	3,254,000	271,240	271,160
67	3,191,000	265,990	265,910
68	3,128,000	260,740	260,660
69	3,065,000	255,490	255,410
70	3,002,000	250,240	250,160
71以上	2,917,000	243,120	243,080

別表2

区分	基準額（年額）		月 額	
			4月	5～3月
土曜開所 加 算		774,000	64,500	64,500
長時間開所 加 算	平日 1時間当たり	399,000	33,250	33,250
	長期休業中等 1時間当たり	179,000	14,990	14,910

備考 1 育成会が第4 第5項に規定する月曜日から金曜日の指導時間（同項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間を除く。）について、年を平均して指導開始から（午後1時より前から開所する育成会においては午後1時を起点とする。）6時間を超えている場合、平日長時間開所加算額を加算する。  
なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。

2 育成会が第4 第5項ただし書に規定する長期休業中などの指導時間について、年を平均して8時間を超えている場合、長期休業中等長時間開所加算額を加算する。  
なお、指導時間における1時間未満の端数については、30分以下は切り捨て、31分以上は切り上げることとする。



別表3		
区分	助成金の内容	添付書類
指導室使用料加算	<p>(1) 省令第9条第2項に定める基準を満たしている育成会が月の初日において指導室を賃借して運営しているときは、指導室使用料の月額10分の10に相当する額（255,500円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。ただし、助成対象期間の最初の月の助成額には開所前月分の指導室使用料及び礼金を含めることができるものとし、その場合は3,066,000円（助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、3,066,000円を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額）から当該年度末までの指導室使用料加算の合計額を差し引いた額の範囲内で255,500円を超えることができるものとする。</p> <p>(2) 省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会が月の初日において指導室を賃借して運営しているときは、指導室使用料の月額3分の2に相当する額（50,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。</p>	指導室使用料証明書（第7号様式）又はこれにかかわるもの
障害児受入推進助成	<p>(1) 育成会が、月の初日において1人以上2人以下の障害児（3）の助成対象となる児童を除く。（2）において同じ。）を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、月額163,000円を助成する。</p> <p>(2) 育成会が、月の初日において3人以上の障害児を受け入れており、かつ、(1)による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、(1)の額に加え月額163,000円を助成する。</p> <p>(3) 育成会が、月の初日において医療的ケア児を受け入れており、かつ、当該児童の受け入れに対応するために、看護職員等を配置した場合は、月額335,750円を助成する。</p>	障害児受入推進助成認定申立書（第7号様式の2）
ひとり親家庭減免助成	育成会がひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、ひとり親世帯の児童1人ごとの保護者負担月額額の減額分（その減額分に、おやつ代や教材費等その他の減免額が含まれている場合は、その他の減免相当額を控除した額）の3分の2に相当する額（児童1人あたり8,000円を限度とし、100円未満を切り捨てる。）の育成会における合計額を、11月に10月分まで、3月に3月分まで助成する。	ひとり親家庭減免助成総括表（第7号様式の3）及びひとり親家庭保護者負担金減免申立書（第7号様式の4）
専用室障害児受入促進助成	留守家庭児童専用室設置要綱第11に規定する留守家庭児童専用室（以下「専用室」という。）を使用している育成会において、当該年度中または翌年度に障害児の受入を予定しており、そのために必要な改修を当該専用室に対して実施した場合、改修に要した経費の2分の1に相当する額（125,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を専用室障害児受入促進助成として助成する。	専用室障害児受入促進計画書（第7号様式の5）
常勤職員配置等助成	育成会が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務に加えて、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務（以下この項において「連携等業務」という。）のすべてを実施するために、常勤職員を配置し、かつ連携等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の賃金改善に必要な費用を含む当該職員を配置するために必要な額（1か所あたり月額3,158,000円を上限（以下この項において「上限額」という。）とし、当該育成会が雇用する職員の人員費総額から厚生労働省が別に定める基準額を差し引いた額又は連携等業務に従事する職員の人員費総額のいずれか少ない額（100円未満は切り捨てる。）とする。ただし、月の中途において、新たに連携等業務のすべてを実施した場合は翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。以下この項において「必要額」という。）のうち、6月に年度当初から6月までの必要額を、9月に年度当初から9月までの必要額から6月期に助成した額を差し引いた額を、12月に年度当初から12月までの必要額から前2回までに助成した額を差し引いた額を、3月に年度当初から3月までの必要額から前3回までに助成した額を差し引いた額を常勤職員配置等助成として助成する。	常勤職員配置等助成総括表（第7号様式の6）及び常勤職員配置等助成申立書（第7号様式の7）
放課後児童支援員等処遇改善等事業助成	育成会（常勤職員配置等助成を受けるものを除く。）が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務（以下この項において「情報交換等業務」という。）のすべてを実施し、かつ情報交換等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額（1か所あたり月額1,678,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において主に担当する者を配置した場合は翌月から、主に担当する者の配置を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を、6月に算出された助成総額（以下この項において、「助成総額」という。）の4分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、9月に助成総額から6月期で助成した額を差し引いた額の3分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、12月に助成総額から前2回で助成した額を差し引いた額の2分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、3月に助成総額から前3回で助成した額を差し引いた額を放課後児童支援員等処遇改善等事業助成として助成する。	放課後児童支援員等処遇改善等助成総括表（第7号様式の8）及び放課後児童支援員等処遇改善等申立書（第7号様式の9）

別表3		
区分	助成金の内容	添付書類
指導室使用料加算	育成会が指導室を賃借しているときは、指導室使用料の月額3分の2に相当する額（50,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を助成する。	指導室使用料証明書（第7号様式）又はこれにかかわるもの
障害児受入推進助成	<p>(1) 育成会が、月の初日において1人以上2人以下の障害児（3）の助成対象となる児童を除く。（2）において同じ。）を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、月額158,330円を助成する。ただし、4月については、158,370円とする。</p> <p>(2) 育成会が、月の初日において3人以上の障害児を受け入れており、かつ、(1)による指導員に追加して更に、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、(1)の額に加え月額158,330円を助成する。ただし、4月については、158,370円とする。</p> <p>(3) 育成会が、月の初日において医療的ケア児を受け入れており、かつ、当該児童の受け入れに対応するために、看護職員等を配置した場合は、月額320,500円を助成する。ただし、4月については、321,500円とする。</p>	障害児受入推進助成認定申立書（第7号様式の2）
ひとり親家庭減免助成	育成会がひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、ひとり親世帯の児童1人ごとの保護者負担月額額の減額分（その減額分に、その他の減免額が含まれている場合は、その他の減免相当額を控除した額）の3分の2に相当する額（児童1人あたり8,000円を限度とし、100円未満を切り捨てる。）の育成会における合計額を、11月に10月分まで、3月に3月分まで助成する。	ひとり親家庭減免助成総括表（第7号様式の3）及びひとり親家庭保護者負担金減免申立書（第7号様式の4）
専用室障害児受入促進助成	留守家庭児童専用室設置要綱第11に規定する留守家庭児童専用室（以下「専用室」という。）を使用している育成会において、当該年度中または翌年度に障害児の受入を予定しており、そのために必要な改修を当該専用室に対して実施した場合、改修に要した経費の2分の1に相当する額（125,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を専用室障害児受入促進助成として助成する。	専用室障害児受入促進計画書（第7号様式の5）
常勤職員配置等助成	育成会が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務に加えて、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務（以下この項において「連携等業務」という。）のすべてを実施するために、常勤職員を配置し、かつ連携等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の賃金改善に必要な費用を含む当該職員を配置するために必要な額（1か所あたり月額3,158,000円を上限（以下この項において「上限額」という。）とし、当該育成会が雇用する職員の人員費総額から厚生労働省が別に定める基準額を差し引いた額又は連携等業務に従事する職員の人員費総額のいずれか少ない額（100円未満は切り捨てる。）とする。ただし、月の中途において、新たに連携等業務のすべてを実施した場合は翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。以下この項において「必要額」という。）のうち、6月に年度当初から6月までの必要額を、9月に年度当初から9月までの必要額から6月期に助成した額を差し引いた額を、12月に年度当初から12月までの必要額から前2回までに助成した額を差し引いた額を、3月に年度当初から3月までの必要額から前3回までに助成した額を差し引いた額を常勤職員配置等助成として助成する。	常勤職員配置等助成総括表（第7号様式の6）及び常勤職員配置等助成申立書（第7号様式の7）
放課後児童支援員等処遇改善等事業助成	育成会（常勤職員配置等助成を受けるものを除く。）が、平日については午後6時30分を超えて、学校の長期休業期間などについては1日8時間以上開所する又は開所している場合であって、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務（以下この項において「情報交換等業務」という。）のすべてを実施し、かつ情報交換等業務のいずれかに従事する職員について、賃金等を改善した場合は、その職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額（1か所あたり月額1,677,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において主に担当する者を配置した場合は翌月から、主に担当する者の配置を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を、6月に算出された助成総額（以下この項において、「助成総額」という。）の4分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、9月に助成総額から6月期で助成した額を差し引いた額の3分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、12月に助成総額から前2回で助成した額を差し引いた額の2分の1に相当する額（円未満は切り捨てる。）を、3月に助成総額から前3回で助成した額を差し引いた額を放課後児童支援員等処遇改善等事業助成として助成する。	放課後児童支援員等処遇改善等助成総括表（第7号様式の8）及び放課後児童支援員等処遇改善等申立書（第7号様式の9）

送迎支援事業助成	育成会が、当該育成会を利用する児童の安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を実施した場合、送迎に要した額（1か所あたり年額507,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において送迎支援を開始した場合は翌月から、送迎支援を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を送迎支援助成として助成する。	送迎支援実施申立書（第7号様式の10）			
設置促進事業助成	育成会が、指導室として民家等を賃借し新たに開設する場合等にあつて、その民家等の改修及び設備の整備並びに備品の購入又は当該民家等の賃借料であつて開設前月分等の開設準備に要した額（12,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を設置促進事業助成として助成する。	設置促進実施計画書（第7号様式の11）			
長期休業期間受入支援助成	育成会が、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童を受け入れるために、新たに支援の単位を設ける場合で、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、その開所日数1日あたり19,000円を4月に4月分を、7月に7月分及び8月分を、12月に12月分及び1月分を3月に3月分を長期休業期間受入支援助成として助成する。 (1) 新たに設ける支援の単位を利用する児童については、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童であること。 (2) 新たに設ける支援の単位において、第4（第2項を除く）に規定する要件を満たしていること。	長期休業期間受入計画書（第7号様式の12）			
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成	育成会が、市長が別に定める要件を満たす場合において、次のA区分からD区分の指導員又は補助員を配置した場合は、当該指導員又は補助員に対して、段階的な賃金改善を行うために必要な額（常勤職員配置等助成又は放課後児童支援員等処遇改善等事業助成の対象として申請される経費は除くものとし、指導員又は補助員の一人あたりの年間賃金改善額は、A区分からD区分に定める年間上限額（月の中途において、指導員を配置した場合は、翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、年間上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。以下同様とする。））を限度とし、1か所あたりの年間基準額は、助成対象とされた指導員一人ごとにA区分からC区分に定める年間基準額を合計した額（919,000円（助成対象期間が12月に満たない場合は、919,000円を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額）を限度とする。）とし、100円未満は切り捨てる。）を放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成として助成する。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成総括表（第7号様式の13）及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成申立書（第7号様式の14）			
	区分		内容	年間上限額	年間基準額
	A		経験年数が概ね10年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した事業所長的位置にある者（1名を限度とする。）	394,000円	394,000円
	B		経験年数が概ね5年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した者	263,000円	263,000円
	C		その他指導員	131,000円	131,000円
D	補助員	131,000円	0円		
事務負担軽減助成	育成会が、事務負担の軽減を目的とし、経理事務を外部に委託した場合、その委託経費の3分の2に相当する額（1か所あたり120,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において開所した場合は翌月から、閉所した場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を事務負担軽減助成として助成する。	事務負担軽減助成申立書（第7号様式の15）			
環境改善事業助成	育成会が、指導環境の改善を目的としたエアコンの更新・購入、冷蔵庫の更新・購入、開口部にかかる飛散防止フィルム工事、便器の更新工事、防犯カメラの購入、更新をした場合、その経費の10分の10に相当する額（1事業所あたり1,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を1事業所あたり1度に限り環境改善事業助成として助成する。	環境改善事業実施計画書（第7号様式の16）			
移転関連費用助成	育成会が、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移動することで受入れ児童数を増やす場合等にその移転に係る経費の10分の10に相当する額（1か所あたり2,500,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を移転関連費用助成として助成する。	移転関連費用助成実施計画書（第7号様式の17）			

送迎支援事業助成	育成会が、当該育成会を利用する児童の安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を実施した場合、送迎に要した額（1か所あたり年額493,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において送迎支援を開始した場合は翌月から、送迎支援を取りやめた場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を送迎支援助成として助成する。	送迎支援実施申立書（第7号様式の10）			
設置促進事業助成	育成会が、指導室として民家等を賃借し新たに開設する場合等にあつて、その民家等の改修及び設備の整備並びに備品の購入又は当該民家等の賃借料であつて開設前月分等の開設準備に要した額（12,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を設置促進事業助成として助成する。	設置促進実施計画書（第7号様式の11）			
長期休業期間受入支援助成	育成会が、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童を受け入れるために、新たに支援の単位を設ける場合で、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、その開所日数1日あたり18,000円を4月に4月分を、7月に7月分及び8月分を、12月に12月分及び1月分を3月に3月分を長期休業期間受入支援助成として助成する。 (1) 新たに設ける支援の単位を利用する児童については、学校の長期休業期間のみ利用を希望する児童であること。 (2) 新たに設ける支援の単位において、第4（第2項を除く）に規定する要件を満たしていること。	長期休業期間受入計画書（第7号様式の12）			
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成	育成会が、市長が別に定める要件を満たす場合において、次のA区分からD区分の指導員又は補助員を配置した場合は、当該指導員又は補助員に対して、段階的な賃金改善を行うために必要な額（常勤職員配置等助成又は放課後児童支援員等処遇改善等事業助成の対象として申請される経費は除くものとし、指導員又は補助員の一人あたりの年間賃金改善額は、A区分からD区分に定める年間上限額（月の中途において、指導員を配置した場合は、翌月からとし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、年間上限額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。以下同様とする。））を限度とし、1か所あたりの年間基準額は、助成対象とされた指導員一人ごとにA区分からC区分に定める年間基準額を合計した額（904,000円（助成対象期間が12月に満たない場合は、904,000円を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じて得た額）を限度とする。）とし、100円未満は切り捨てる。）を放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成として助成する。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成総括表（第7号様式の13）及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成申立書（第7号様式の14）			
	区分		内容	年間上限額	年間基準額
	A		経験年数が概ね10年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した事業所長的位置にある者（1名を限度とする。）	388,000円	388,000円
	B		経験年数が概ね5年以上の指導員で、愛知県が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ研修」もしくはこれと同程度の研修を修了した者	258,000円	258,000円
	C		その他指導員	129,000円	129,000円
D	補助員	129,000円	0円		
事務負担軽減助成	育成会が、事務負担の軽減を目的とし、経理事務を外部に委託した場合、その委託経費の3分の2に相当する額（1か所あたり120,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。ただし、月の中途において開所した場合は翌月から、閉所した場合は当該月までを助成対象期間とし、助成対象期間の月数が12月に満たない場合は、1か所あたりの限度額を12で除した額に助成対象期間の月数を乗じた額（円未満は切り捨てる。）を限度とする。）を事務負担軽減助成として助成する。	事務負担軽減助成申立書（第7号様式の15）			
環境改善事業助成	育成会が、指導環境の改善を目的としたエアコンの更新・購入、冷蔵庫の更新・購入、開口部にかかる飛散防止フィルム工事、便器の更新工事、防犯カメラの購入、更新をした場合、その経費の10分の10に相当する額（1事業所あたり1,000,000円を限度とし、100円未満は切り捨てる。）を1事業所あたり1度に限り環境改善事業助成として助成する。	環境改善事業実施計画書（第7号様式の16）			

